

ISO 推進者会議（IPC）会則

（名称）

第 1 条 本会の名称は ISO 推進者会議とする（略称 IPC：ISO Promoters Committee）。

（目的）

第 2 条 本会は ISO マネジメントシステムを有効に活用することを中心に、会員相互の智慧と情報の交流、ならびに親睦をはかる。

（会員）

第 3 条 本会の会員は次のとおりとする。会員は年度はじめに年会費を支払う。

- (1) QMS を中心に、組織の ISO マネジメントシステムの構築・推進に関わっている人
- (2) その他本会の目的に深い関心を持っている人

（事務局）

第 4 条 本会の事務局を 株式会社 創生 に置く。

（役員）

第 5 条 本会の運営主体は会員であるが、日常の運用管理を効率的に行うために次の役員を置く。役員は総会において選出し、任期は 2 年とするが、再任は妨げない。

- (1) 世話人（1 名）：世話人は先達の立場から会の活動を指導・助成する。
- (2) 幹事（若干名）：幹事は本会の活動の企画推進を行う。

事務局が定例会等に常時出席できない状況にある場合、幹事のうち 1 名を常任幹事とし、会員の管理、予算管理などの面で事務局の業務を補佐・代行する仕事を委嘱することができる。

（会議体）

第 6 条 本会の活動は会議体の適切な運用によって行う。会議体は次のとおりとする。

- (1) 定例会：原則として年 6 回開催し、うち少なくとも 1 回は外部組織との交流会とする。
- (2) 幹事会：幹事会は役員と事務局で構成し、本会の運用管理を主導する。幹事会は月 1 回（定例会開催月は定例会開催日の、開始前の時間帯）に開催する。
- (3) 総会：年 1 回、原則として年度はじめの定例会の開始前に開催する。総会では過去 1 年間の活動を総括し、必要であれば役員の変更を行い、次の 1 年間の活動計画について合議決定する。

（活動年度と会費）

第 7 条 本会の活動年度は毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間とする。会費は次のとおりとする。

- (1) 年会費：年会費は以下のとおりとする。

区 分	本会員	個人会員
会 費	30,000 円／1 人	24,000 円／1 人
備 考	・ 同一組織から 2 名以上参加の場合、 2 名以降は 1 名増えるごとに 15,000 円／1 人を加算する。 ・ 途中入会の場合は残月数に比例させて 割り引く。	・ 個人会員とは会費を個人で支払う会 員を言い、法人・団体などの組織から 支払う会員と区分する。 ・ 途中入会の場合は残月数に比例させて 割り引く。
注：会員の権利及び義務は変わらないものとする。		

- (2) 臨時会費：講演会、合宿研修会など特別な行事に際しては臨時会費を徴収することがある。

（体験参加）

第 8 条 入会前に本会の雰囲気を知りたいと思う人は、任意の定例会に 1 回、無料で参加できる。

（会計）

第 9 条 本会の会計は事務局が管理し、毎月末の収支状況を定例会で報告する。また年度末には決算を行って次の総会で報告する。

（会則の管理）

第 10 条 会員は、会則の変更を随時に提案することができる。提案内容は幹事会で検討し、結果を次の定例会で報告する。会則の改訂が必要と思われる場合は幹事会で改訂案を作成し、原則としては全員の合意を得て改訂する。

付 則 この会則は 2017 年 3 月 12 日から施行する。